

都営住宅整備工事共通仕様書（令和3年10月） 追補版

凡例：\_\_\_\_\_下線部が追加・変更箇所

## 第1章 総則

### 第1節 共通事項

1.1.17

保険の加入及び  
事故の補償

標準仕様書 1.1.19 によるほか、次による。

1. 受注者は法定外の労災保険<sup>(※)</sup>に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

2. 標準仕様書「1.1.19 保険の加入及び事故の補償(5)及び(7)」の表記は、次のように読み替える。

(5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。

(7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。

改定（新）		現行（旧）		摘要
	第1章 総則		第1章 総則	
	第1節 共通事項		第1節 共通事項	
1.1.17 保険の加入 及び事故の 補償	<p>標準仕様書仕様書 1.1.19 によるほか、次による。</p> <p><u>1</u> 受注者は法定外の労災保険<sup>(※)</sup>に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。</p> <p>※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p> <p><u>2</u> 標準仕様書「1.1.19 保険の加入及び事故の補償(5)及び(7)」の表記は、次のように読み替える。</p> <p><u>(5) 建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則1か月以内（電子申請方式による場合は原則40日以内）に発注者に提出する。</u></p> <p><u>(7) 発注者から共済証紙の受払状況を把握するための請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿（電子申請方式による場合は掛金充当書（工事別））その他関係資料を提出する。</u></p>	1.1.17 保険の加入 及び事故の 補償	<p>標準仕様書仕様書 1.1.19 によるほか、次による。</p> <p>受注者は法定外の労災保険<sup>(※)</sup>に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。</p> <p>※「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。</p>	財務局特記仕様書 と整合（建退共の 電子申請方式への 対応による追加）